

«地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画»

**大豊町地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）
2022 年度～2031 年度編**

令和 4 年 3 月

高知県大豊町

■目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 背景 | 2 |
| 2. 基本的事項 | 3 |
| (1) 目的 | |
| (2) 対象とする範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間 | |
| (5) 上位計画及び関連計画との位置付け | |
| 3. 温室効果ガスの排出状況 | 5 |
| (1) 「温室効果ガス総排出量」 | |
| (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因 | |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 7 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガスの削減目標 | |
| 5. 目標達成に向けた取組 | 10 |
| (1) 取組の基本方針 | |
| (2) 具体的な取組内容 | |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 12 |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 点検・評価・見直し体制 | |
| (3) 進捗状況の公表 | |

■. 参考資料

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、日本においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

日本では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、これまでCO₂削減の目標を、2014年度を基準年度とし、2017年度から2021年度へ5ヶ年計画で3%削減に取り組んできました。削減率については、一定目標以上の削減効果があったため、2022年度から10年を期間として新たに本計画を策定し、2020年度を新たな基準年としてさらに5%削減を目標に、将来的には公共施設建設への木材利用やZEBの導入を進めること等を見据えて、現施設での温室効果ガスの排出削減に取り組みを実施し、山間の小さな自治体ながら、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

大豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、公的建物の運用改善・設備の改善、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料1を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

本町には下水処理施設や町が管理する病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

(4) 計画期間

2022年度から2031年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2026年度に、計画の見直しを行います。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|
| | 2014 | ... | 2017 | 2020 | 2021 | 2022 | ... | 2026 | 2030 | 2031 |
| 期間中の事項 | 基準年度 | | 前計画開始 | 新基準年度 | 計画見直し | 本計画開始 | | 計画見直し | 目標年度 | 本計画終了 |
| 計画期間 | | | 5年 | → | | | 10年 | → | | |

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 8 次大豊町総合計画に即して策定します。

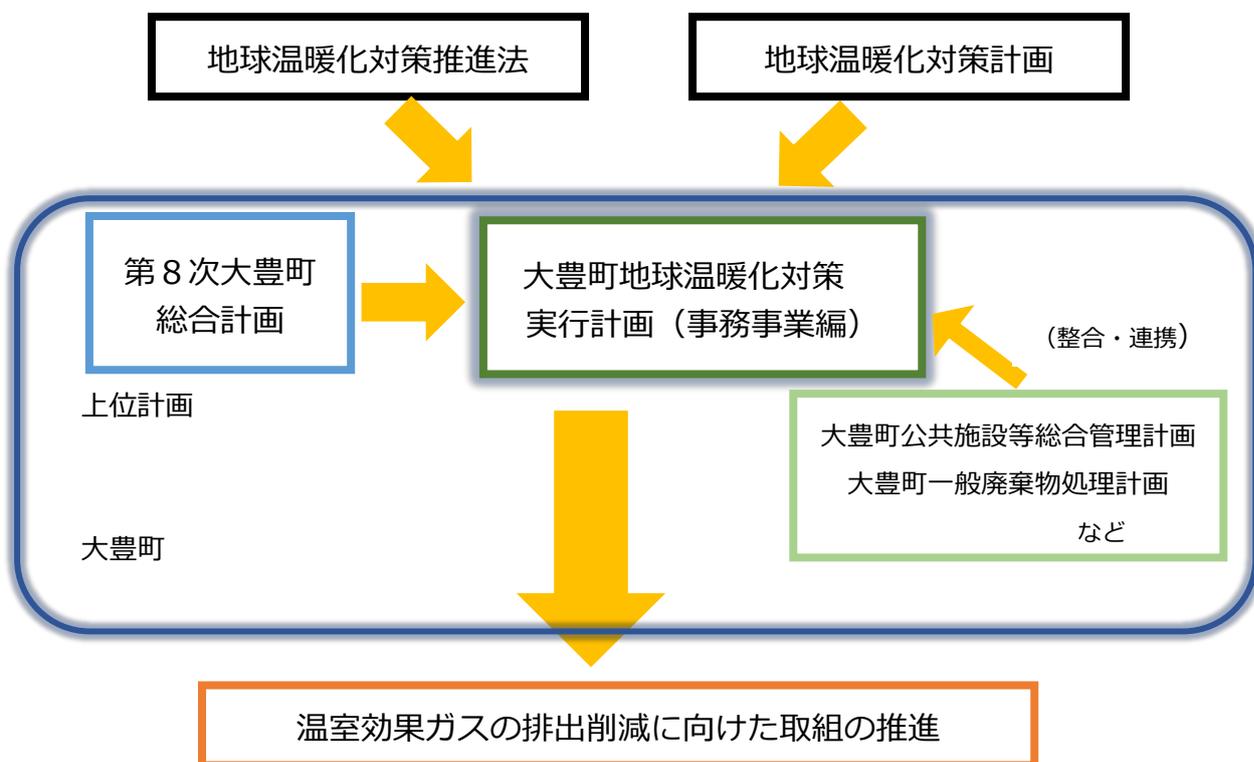


図 2 本計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2014年度において、913t-CO₂となっています。2017年度から5年間で3%削減を目指した結果、2020年度には651t-CO₂となり、目標を達成しました。

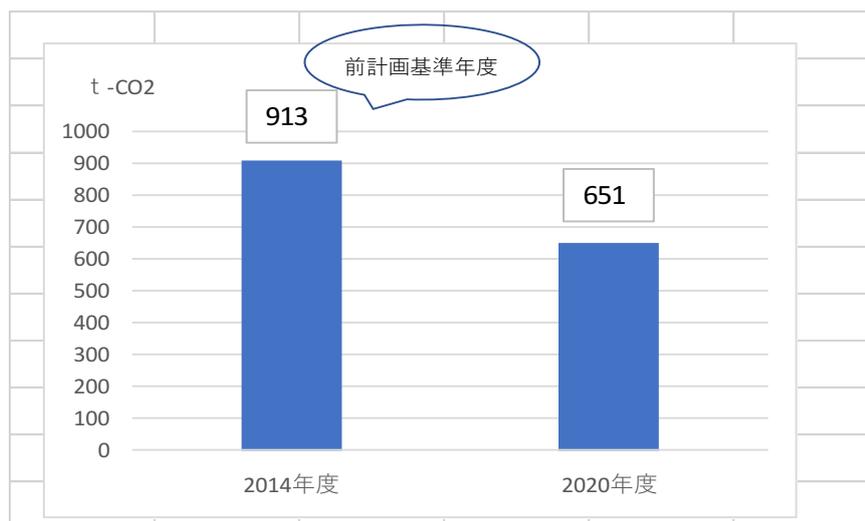


図3 本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、2020年度でのエネルギー種別では、電気が全体の51%を占め、次いで灯油18%、軽油13%、ガソリン16%となっています。2014年度との比較について、電気の使用が少なくなり、灯油とガソリンの使用が増えています。

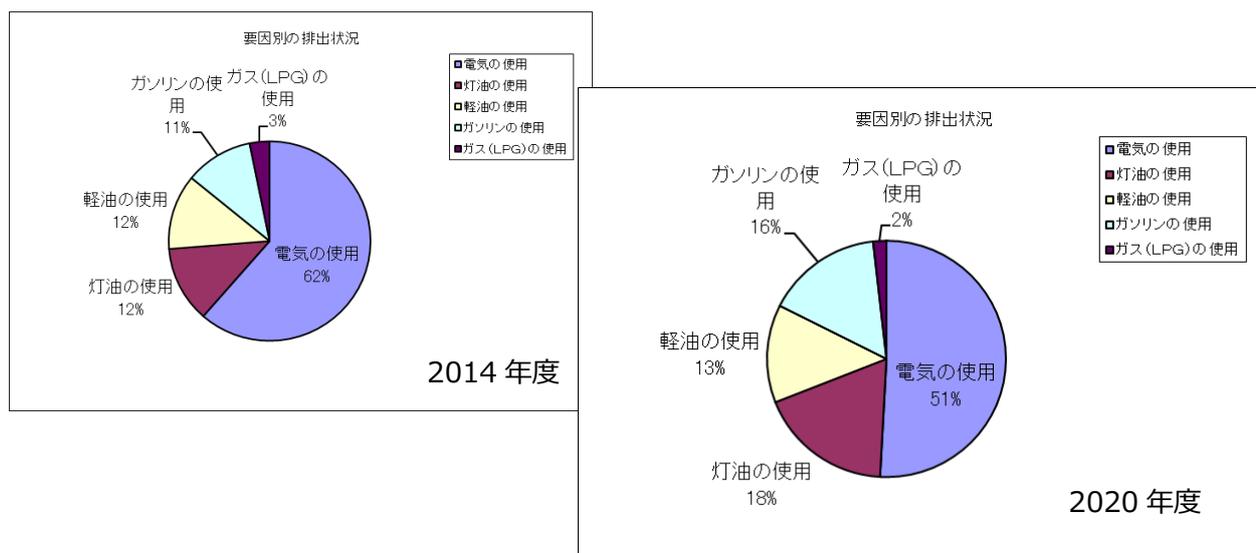


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2014年度との比較）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 本庁舎の移転（2019年度から）に伴い仮庁舎空調の仕様が灯油になった。
- 本庁舎の移転に伴い仮庁舎建物構造上により電気使用量が1.5倍になった。
- 山間部への訪問政策による公用車の使用台数が増加したためガソリンの使用量が微増になった。

② 減少要因

- 総合ふれあいセンターに太陽光パネル設置により、電気使用量が減少した。
- 2020年度から新型コロナウイルス感染症拡大により、公民館等の電気使用量が微減した。
- 本庁舎移転に伴い農工センター会議室等の使用が減ったため、電気使用量が減少した。

図5

| 施設別二酸化炭素排出要因エネルギー使用量 2020年度 | | | | | | |
|-----------------------------|------------|--------|-----------------------|--------|--------|---------|
| NO | 施設名 | 灯油 ℓ | L P ガス m ³ | 軽油 ℓ | ガソリン ℓ | 電気 kw h |
| 1 | 本庁舎 | 26,480 | 0 | 33,608 | 44,253 | 212,896 |
| 2 | 農工センター | 428 | 0 | | | 27,125 |
| 3 | 総合ふれあいセンター | 19,100 | 223 | | | 217,813 |
| 4 | 保育所 | 697 | 718 | | | 27,362 |
| 5 | おおとよ小学校 | 0 | 28 | | | 52,106 |
| 6 | 大豊町中学校 | 0 | 16 | | | 63,365 |
| 7 | 学校給食センター | 802 | 2,584 | 142 | | 35,403 |
| 8 | 公民館等 | | 285 | | | 103,791 |
| 9 | 体育施設 | | | | | 2,023 |
| 10 | 消防施設 | | 22 | | | 26,755 |
| 11 | 旧小中学校 | | 5 | | | 49,052 |
| 12 | その他 | | 8 | | | 49,059 |
| 合計 | | 47,507 | 3,889 | 33,750 | 44,253 | 866,750 |

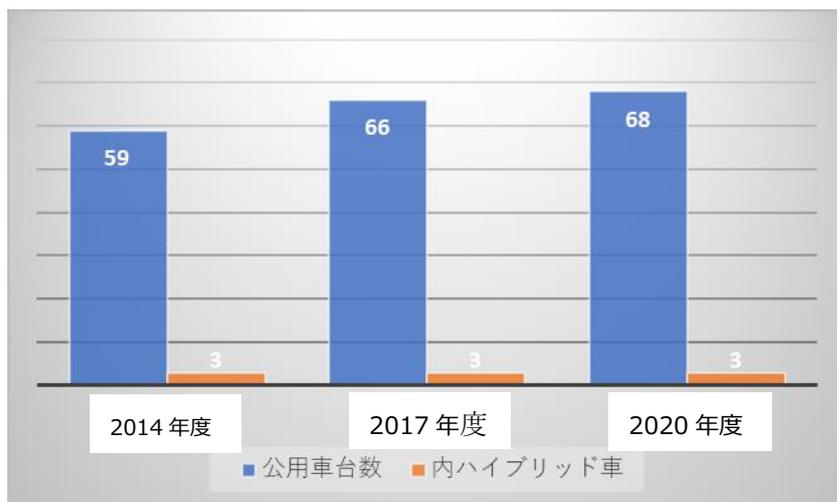


図 5-2 公用車使用台数

本庁舎仮移転に伴う施設の仕様の变化により、増加の要因が増えたと考えられます。また、仮庁舎とともに、総合ふれあいセンターでの、電気の使用量、灯油の使用量が多いため、施設の維持、改築等による設備が、今後の課題と考えられます。（図5、参考資料2）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）を、新たな基準年度（2020年度）比で5%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

| 項目 | 前基準年度 (2014年度) | 新基準年度 (2020年度) | 目標年度 (2030年度) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 913t-CO ₂ | 651t-CO ₂ | 618t-CO ₂ |
| 削減率 | 3% | — | 5% |



図6 温室効果ガスの削減目標

(3) 温室効果ガスの排出量ごとによる削減目標

新たな基準年度（2020年度）の使用量でみた温室効果ガスの排出量の削減を、5%削減することを目標とした場合の、使用量ごとの項目を設定します。（図7）

温室効果ガスの算出方法や排出係数は、参考資料3を参照してください。

図7

| ◆2020年度使用量による二酸化炭素排出量 | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|----------------|----------|--------|-----------------|---------|----|
| 調査項目 | 固有単位 | 新基準(2020)年度使用量 | 使用する排出係数 | 単位 | 二酸化炭素排出量 | 単位 | |
| 料 使 | ガソリン | L | 44,253 | 2.322 | kg/L | 102,740 | kg |
| | 灯油 | L | 47,507 | 2.489 | kg/L | 118,268 | kg |
| | 軽油 | L | 33,750 | 2.585 | kg/L | 87,243 | kg |
| | 液化石油ガス(LPG) | 2 | 3,889 | 3.000 | kg/m3 | 11,667 | kg |
| 電気 | kWh | 866,750 | 0.382 | kg/kWh | 331,099 | kg | |
| 基準年度排出量 | | | | | 651,016 | kg | |
| 削減目標 | | | 5 | % | 32,551 | kg | |
| 目標年度排出量 | | | | | 618,466 | kg | |
| ★2031年度への削減量試算 | | | | | | | |
| 調査項目 | 固有単位 | 目標(2031)年度使用量 | 使用する排出係数 | 単位 | 二酸化炭素排出量 | 単位 | |
| 料 使 | ガソリン | L | 42,200 | 2.322 | kg/L | 97,974 | kg |
| | 灯油 | L | 44,500 | 2.489 | kg/L | 110,782 | kg |
| | 軽油 | L | 33,200 | 2.585 | kg/L | 85,821 | kg |
| | 液化石油ガス(LPG) | 2 | 3,800 | 3.000 | kg/m3 | 11,400 | kg |
| 電気 | kWh | 815,000 | 0.382 | kg/kWh | 311,330 | kg | |
| 基準年度排出量 | | | | | 617,307 | kg | |
| ★目指す削減量 | | | | | | | |
| 調査項目 | 固有単位 | 削減する使用量 | 使用する排出係数 | 単位 | 二酸化炭素排出量 | 単位 | |
| 料 使 | ガソリン | L | -2,000 | 2.322 | kg/L | -4,643 | kg |
| | 灯油 | L | -3,000 | 2.489 | kg/L | -7,468 | kg |
| | 軽油 | L | -500 | 2.585 | kg/L | -1,292 | kg |
| | 液化石油ガス(LPG) | 2 | | 3.000 | kg/m3 | 0 | kg |
| 電気 | kWh | -50,000 | 0.382 | kg/kWh | -19,100 | kg | |
| 基準年度排出量 | | | | | (32,504) | kg | |

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 電気エネルギー利用の抑制を意識した節電を推進します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 室内灯、街路灯、防犯灯のLED化を進めます。
- 公用車は、ガソリン車からハイブリッド車や電気自動車への転換を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 用紙類の節減、ファイルなどの再利用（ゴミの減量）に取り組みます。

④ ZEB、木材を使用した建物の建設推進

地域資源である木材を利用した町施設の建設を計画し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 施設にZEBを導入します。
- 町の地域資源である木材を活用した公共施設の建設を計画します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、PCや電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際しては不要なアイドリングをせず、エコドライブを実践します。
- コピー用紙類の使用量の削減に取り組みます。

⑥ その他

クールビズ・ウォームビズを推進します。

マイバッグ・マイカップ・マイ箸、節水や食品ロスを推進します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、町長を委員長とする「大豊町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課等に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 大豊町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課等及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、推進状況により見直しに関する協議・決定を行います。課長会又は課長等の会を兼ねて行うことを妨げない。

② 大豊町地球温暖化対策庁内委員会事務局

住民生活課長を事務局長とし、担当課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課等の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者、推進員

各課等に責任者を1名配置します。基本的に、各課等の長を責任者とします。また、推進員を各課等の補佐、班長が担い、取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

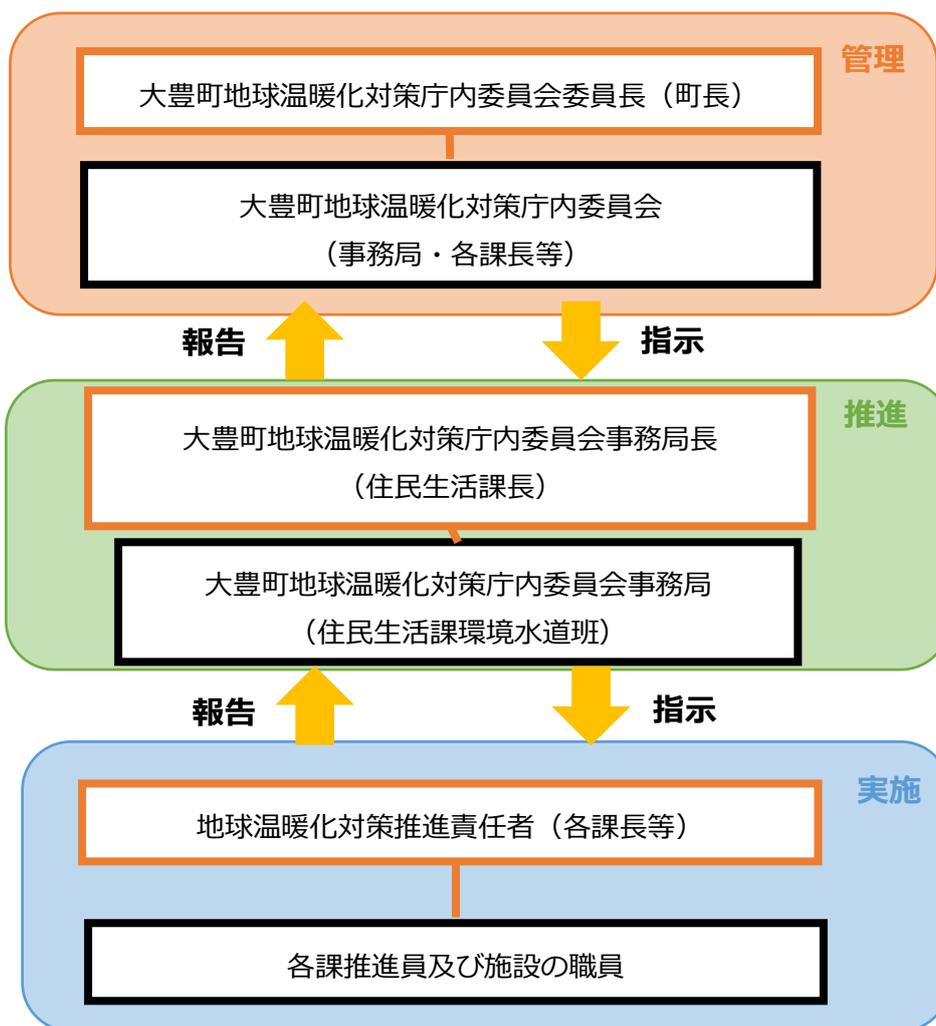


図 4 本計画の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、改定を行います。

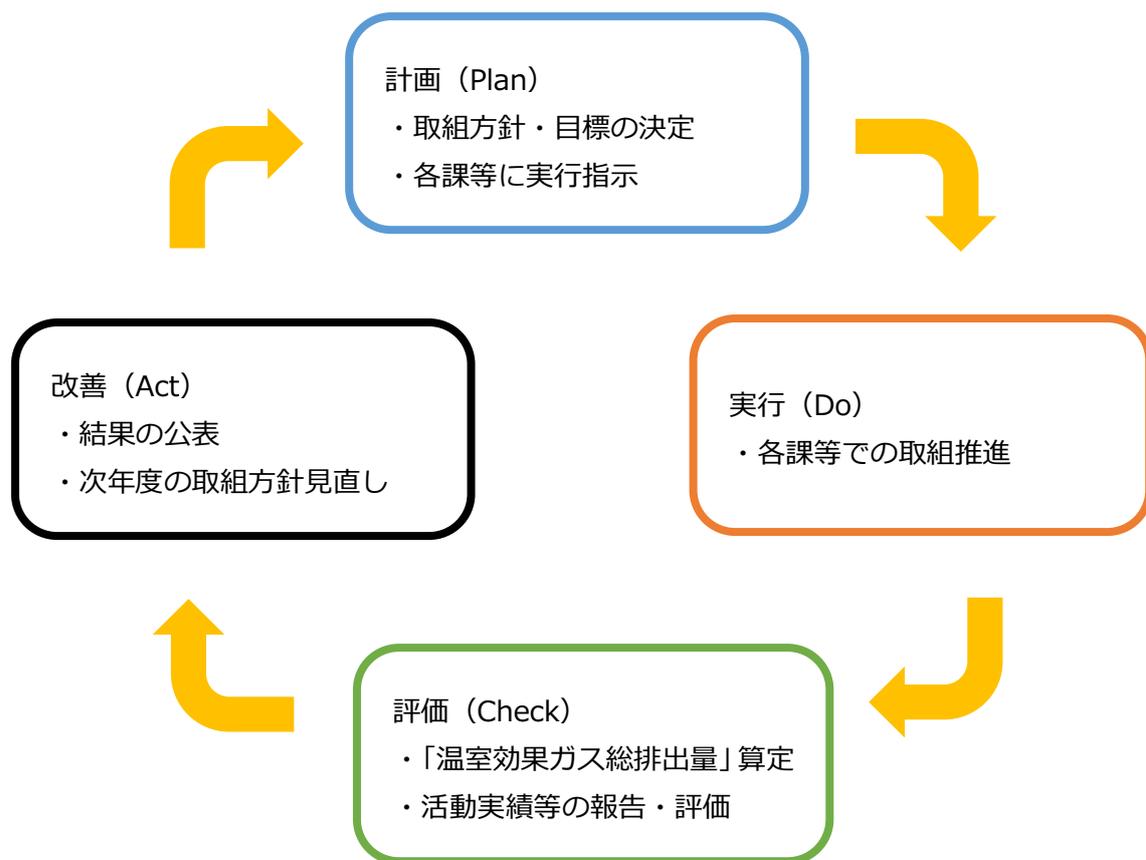


図 5 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項の規定により、ホームページ等で毎年公表します。

■ 参考資料

- 参考資料 1 事務事業編の対象範囲（組織・施設等の一覧）
- 参考資料 2 施設別の温室効果ガスの排出量
- 参考資料 3 温室効果ガスの算定方法や排出係数
- 庁内組織図

| ■参考資料1 | | | |
|--------|--------------|--------------|--|
| 対象施設 | | | |
| | 2021年度までの施設名 | 2022年度からの施設名 | |
| | 本庁舎 | 仮庁舎 | |
| | 農工センター | 農工センター | |
| | 総合ふれあいセンター | 総合ふれあいセンター | |
| | 保育所 | 保育所 | |
| | おとよ小学校 | 大豊学園 | |
| | 大豊町中学校 | | |
| | 学校給食センター | 学校給食調理場 | |
| | 公民館等 | 公民館等 | |
| | 体育施設 | 体育施設 | |
| | 消防施設 | 消防施設 | |
| | 旧小中学校 | 旧小中学校 | |
| | その他 | その他 | |
| | | | |
| | | | |

| ■参考資料2 | | | | | | |
|---|------------|--------|-----------------------|--------|--------|---------|
| 図5 関係資料 | | | | | | |
| 施設別二酸化炭素排出要因エネルギー使用量 2014（前基準年度） | | | | | | |
| NO | 施設名 | 灯油 ℓ | L P ガス m ³ | 軽油 ℓ | ガソリン ℓ | 電気 kw h |
| 1 | 本庁舎 | 6,996 | 58 | 42,374 | 42,949 | 140,516 |
| 2 | 農工センター | 1,918 | 11 | | | 49,613 |
| 3 | 総合ふれあいセンター | 32,000 | 104 | | | 259,681 |
| 4 | 保育所 | 2,089 | 640 | | | 36,884 |
| 5 | おおとよ小学校 | 38 | 27 | | | 43,090 |
| 6 | 大豊町中学校 | 1,061 | 26 | | | 68,793 |
| 7 | 学校給食センター | 1,061 | 3,541 | 633 | | 30,028 |
| 8 | 公民館等 | | 255 | | | 100,781 |
| 9 | 体育施設 | | | | | 12,402 |
| 10 | 消防施設 | | 58 | | | 11,030 |
| 11 | 旧小中学校 | | 47 | | | 55,866 |
| 12 | その他 | | 120 | | | 21,795 |
| 合計 | | 45,163 | 4,887 | 43,007 | 42,949 | 830,479 |

■参考資料2

図5 関係資料

施設別二酸化炭素排出要因エネルギー使用量 2017

| NO | 施設名 | 灯油 ℓ | L P ガス m ³ | 軽油 ℓ | ガソリン ℓ | 電気 kw h |
|----|------------|--------|-----------------------|--------|--------|---------|
| 1 | 本庁舎 | 5,093 | 70 | 35,684 | 47,524 | 143,461 |
| 2 | 農工センター | 200 | 7 | | | 49,262 |
| 3 | 総合ふれあいセンター | 20,000 | 234 | | | 213,367 |
| 4 | 保育所 | 3,707 | 787 | | | 39,781 |
| 5 | おおとよ小学校 | 653 | 35 | | | 55,159 |
| 6 | 大豊町中学校 | 1,200 | 24 | | | 71,504 |
| 7 | 学校給食センター | 772 | 3,462 | 216 | | 39,849 |
| 8 | 公民館等 | | 368 | | | 115,031 |
| 9 | 体育施設 | | | | | 7,209 |
| 10 | 消防施設 | | 58 | | | 26,043 |
| 11 | 旧小中学校 | | 7 | | | 40,416 |
| 12 | その他 | | 242 | | | 147,604 |
| 合計 | | 31,625 | 5,294 | 35,900 | 47,524 | 948,686 |

その他の電気は、旧大豊園が加わったので増加した。

■参考資料3 温室効果ガスの算定方法や排出係数

● 二酸化炭素排出量の計算方法（概要）

○燃料の使用
 二酸化炭素排出量 (kg) = 燃料使用量 (個有単位) × 使用量あたりの二酸化炭素排出量 (排出係数、kg-CO2/個有単位)

○電力の使用
 二酸化炭素排出量 (t) = (A) + (B)

(A) 一般電気事業者 : 電力使用量 (キロワット時) × 使用量あたりの二酸化炭素排出量 (排出係数、t-CO2/キロワット時)
 (B) 特定規模電気事業者 : 電力使用量 (キロワット時) × 使用量あたりの二酸化炭素排出量 (排出係数、t-CO2/キロワット時)

(※) 政令第3条第1項による電気事業者別に応じて大臣が告示する係数を乗じて得る量
 (※) 本町は現在、一般電気事業者から受給中、(A) 事業者に各社あるが、四国電力株式会社を選択している

● 主な種別の単位・係数

| 種別 | (*) | | | | (※) | |
|------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------------|
| | ガソリン | 灯油 | 軽油 | LPガス 液化石油 | 一般電力 事業者 | |
| 固有単位 | L リットル | L リットル | L リットル | m3 立方メートル | kg キログラム | kWh キロワット時 |
| 排出係数 | 2.322 | 2.489 | 2.585 | 3.000 | | 0.000378 |
| | kg-CO2/L | kg-CO2/L | kg-CO2/L | kg-CO2/kg | | t-CO2/kWh |

(*) LPガス m3 → kg 換算係数

| 単位 |
|-----------|
| 0.5 m3/kg |

【根拠】 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年4月7日政令第143号）による、また算定省令による関係条文、別表に掲げる関係係数を用いる

庁内組織図

●町長部局

| | |
|-----|-------|
| 総務課 | 総務防災班 |
| | 企画財政班 |

| | |
|-------|-------|
| 住民生活課 | 保険窓口班 |
| | 税務班 |
| | 環境水道班 |

| | |
|------------------------------|--------|
| まるごと包括支援センター | |
| 地域福祉課 | 地域支援班 |
| | 健康づくり班 |
| | 福祉介護班 |
| (注)介護保険担当は、まるごと包括支援センターから除く。 | |

| | |
|-------------------|-------|
| 産業建設課 (建設農政担当) | 地籍調査班 |
| | 建設班 |
| | 産業振興班 |
| 産業建設課 (交流林政担当) | 地域振興班 |
| | 交流推進班 |

●教育委員会部局

| |
|------------------|
| 人づくり班 |
| 大杉保育所 |
| 給食調理 (学校給食、保育給食) |

●その他執行機関等

- 議会事務局
- 出納室
- 監査委員事務局
- 選挙管理委員会
- 農業委員会

●組織横断チーム

- 災害時応急対応チーム
- 地域づくり振興チーム
- ワクチン接種対策チーム
- 包括支援専門チーム
- 公共交通検討チーム
(現公共交通検討委員会事務局会議)
- 定住施策推進チーム

